

主要施策

(1) ごみ減量及び再資源化の促進

- ①指定ごみ袋制度の推進
- ②資源物分別収集の推進
- ③廃品回収活動の促進
- ④マイバッグ運動の推進

(2) 最終処分場の整備

- ①ごみ処理基本計画の推進
- ②最終処分場の整備
- ③ごみ処理施設の周辺環境整備と保全

【本市のごみ処理量の推進】

区分	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
全市総排出量	トン	10,442	10,663	10,514	10,404	10,950	
処理内容	市収集	可燃 トン	5,691	5,743	5,646	5,544	
		不燃 トン	231	228	212	207	
		資源 トン	714	666	623	589	
		粗大 トン	69	69	74	70	
	その他処理	可燃 トン	2,832	2,893	2,920	2,995	
		不燃 トン	200	207	214	202	
		資源 トン	510	486	458	440	
		粗大 トン	195	371	367	357	
1日当たり排出量		トン	29	29	29	30	
1人1日当たり排出量		グラム	930	957	953	1,023	

3) 水道の安定供給

現況と課題

本市の水道は、平成28年度末に上水道と簡易水道が統合され、ほぼ市内全域で上水道事業による供給体制が整っています。

これまで進めてきた事業により、水源の確保や貯水力の向上などが図られてきていますが、耐用年数の経過した施設や配管等の更新のほか、地震等の災害に備えて耐震化等も必要となってきています。

また近年、人口の減少や節水意識の高まり、節水器具の普及により全体の水道使用量が減少してきており、今後、経営を継続するため長期的視野に立った事業計画及び経営計画を策定し、収支の均衡を図りながら事業を進める必要があります。

基本的方向

市内全域にわたる公共水道を基本とし、地域に対応した給水を行うとともに、水道施設の整備・更新などにより、安定給水に努めます。

(1) 水道事業の経営安定

水道事業の推進にあたっては、国の助成制度を活用しながら経営の合理化を更に進めるとともに、水道料金の適正化を図り持続的に安全な水の安定供給ができるよう経営を行います。

(2) 新水道ビジョンの策定

水道施設の耐震化計画及び今後の水道に関する重点的な政策課題と具体的な施策及び方策を示す「新水道ビジョン」を策定し、災害に強い水道施設の構築を図ります。

(3) 水道施設の整備

①浄水場施設の整備

安定した水を供給するために、老朽化した施設の整備を実施します。

②水質の向上と水資源の確保

取水上流域での合併処理浄化槽の設置促進により、水質の向上を図るとともに、新たな水源の確保に努めます。



主要施策

(1) 水道事業の経営安定

- ①水道事業経営の合理化と水道料金の適正化
- ②水道メーターの2か月検針の検討

(2) 新水道ビジョンの策定

重要な公共施設、医療施設、災害時避難所等を最優先した水道施設の耐震化計画の策定

(3) 水道施設及び水道管の整備

- ①送配水管の布設及び更新
- ②配水池の新設及び更新
- ③水源の開発

【上水道の概要】

水源		平成27年度実績	
五反田川伏流水	3,600m ³ /日	給水人口	18,395人
野下口坑口湧水	2,133m ³ /日	日最大給水量	11,005m ³ /日
下小屋原地下水外13箇所	15,564m ³ /日	区域内の普及率	99.9%
計	21,297m ³ /日		



4) 下水道・生活排水・し尿処理の充実

現況と課題

(1) 下水道・生活排水

市民の快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全の観点から、串木野地域の市街地を中心とし、公共下水道の整備を進め、また、市来地域の戸崎・崎野地区においては漁業集落排水施設を整備してきています。さらに、その他の地区においても合併処理浄化槽の設置が進み、公衆衛生の向上のみならず公共用水域の水質改善が進んできています。

今後、より一層の公共用水域の水質保全及び生活環境の向上を図るために、下水道認可区域内の水洗化率の向上と、単独処理浄化槽、汲取り便槽から合併処理浄化槽への切替の促進を図る必要があります。

また、下水道事業を継続するため、事業経営の健全化を図る必要があります。

(2) し尿処理の充実

し尿処理施設は、いちき串木野市・日置市衛生処理組合で運営され、し尿及び浄化槽清掃汚泥の効率的、安全、安定した処理がなされています。

今後も、し尿処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、施設周辺地域の環境条件との調和を図ることが重要です。

基本的方向

(1) 下水道・生活排水

河川や海の生態系にも配慮しながら、公共用水域の水質保全に努め、市民の快適な生活環境の確保を図るため、下水道や合併処理浄化槽の普及を図ります。

①公共下水道終末処理場の長寿命化と水洗化率の向上を図ります。

また、事業経営の健全化を図ります。

②戸崎地区漁業集落排水事業区域については、管理組合と連携し、水洗化率の向上を図ります。

③公共下水道認可区域、戸崎地区漁業集落排水区域以外については、合併処理浄化槽の設置を促進し、単独処理浄化槽、汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

(2) し尿処理の充実

施設の適正な維持管理に努め、し尿等の適正処理を行うとともに、収集について市民サービスの向上を図ります。

主要施策

(1) 下水道・生活排水

①公共下水道事業

●終末処理場の長寿命化計画の実施

●公共下水道認可区域の水洗化率の向上

●経営健全化の推進

②戸崎地区漁業集落排水事業区域の

水洗化率の向上

③合併処理浄化槽設置の促進

●合併処理浄化槽への転換の支援

(2) し尿処理の充実

①し尿処理施設の適正な維持管理

②し尿等の収集サービスの向上

③周辺環境の整備の推進

【公共下水道事業の概要】

事業認可	昭和62年1月28日	
供用開始	平成5年3月31日	
全体計画区域	340ha	
事業許可区域	340ha	
計画人口	10,200人	事業認可
排水方式	分流式	
整備状況	整備面積 319.29ha 整備率 93.9%	整備面積 ÷ 事業認可区域
	処理区域内人口 10,708人	
	普及率 36.8%	処理区域内人口 ÷ 人口(29,086人)
	水洗化人口 9,627人	
	水洗化率 89.9%	水洗化人口 ÷ 処理区域内人口

(整備状況は、平成27年度末現在)

【戸崎地区漁業集落排水事業の概要】

事業認可	平成6年度	
供用開始	平成16年4月1日	
計画集落人口	423人	
整備状況	整備世帯数 155世帯	
	処理区域内人口 315人	
	普及率 1.1%	処理区域内人口 ÷ 人口(29,086人)
	水洗化人口 270人	
	水洗化率 85.7%	水洗化人口 ÷ 処理区域内人口

(整備状況は、平成27年度末現在)

【合併処理浄化槽の整備概要】

住宅用合併処理浄化槽設置済人口	11,141人	
普及率	38.3%	処理区域内人口 ÷ 人口 (29,086人)

(整備状況は、平成27年度末現在)

5) 住環境の整備

現況と課題

本市は、豊かな自然環境を有し、南九州西回り自動車道の2つのインターチェンジ、さらに鉄道では市内に3駅を有する恵まれた交通アクセスを生かし、ウッドタウン団地、小城団地等の住宅団地や総合運動公園が整備されています。

これらの恵まれた資源・交通アクセスを生かし、民間活力の導入による神村学園前駅東側の開発促進や増加している空き家の対策を進めながら、個性豊かで魅力的な住環境の整備が求められています。

基本的方向

自然環境との調和を基本としつつ、秩序ある土地利用を図りながら、民間活力の導入による優良宅地の適正な開発に努めます。あわせて、公園・緑地については、防災面を考慮しつつ、水や緑などの資源を活用しながら、市民の憩い・健康増進の場となるように整備を進めます。

また、増加している空き家等の実態調査に基づき、状況に応じた対策により、住環境の向上に努めます。

主要施策

(1) 計画的な土地利用の推進

①各種計画に基づく適正な土地利用の促進

(2) 公営住宅の整備推進

(3) 公園・緑地の整備

(4) かけ地近接等危険住宅移転の促進

(5) 空き家の有効活用

①空き家バンク制度創設

②リフォーム等必要な整備の支援

6) 火葬場・墓地の適正な管理

現況と課題

火葬場は、いちき串木野市・日置市衛生処理組合で運営されていますが、昭和62年の火葬炉改修から約30年経過しているため、改修を行う必要があります。

墓地には、市有墓地2箇所と、地域住民が自ら管理する共同墓地並びに宗教法人等が経営する墓地があります。

市有墓地は、墓参者の利便性の向上を図るため、施設改良等の環境整備を進める必要があります。

今後は、家族形態の変化に伴い墓地の有り方についても検討が必要となってきています。

また、市内に点在する共同墓地に対しては、環境整備や災害復旧工事等に対する助成等を行っています。

基本的方向

(1) 火葬場については、火葬炉等の改修を行い、引き続き適切な管理運営に努めます。

(2) 墓参者の利便性の向上を図るため、市有墓地の施設の改善や環境整備に努めます。

また、墓地の有り方についての検討を進めます。

(3) 共同墓地の環境整備の促進に努めます。

第1編

主要施策

(1) 火葬場の適正な管理運営

①火葬炉等の改修

(2) 墓地の環境整備の推進

①市有墓地の歩道、水道、街灯、駐車場等施設整備の推進

②墓地の有り方の検討

(3) 共同墓地の環境整備の促進

7) 消防・防災体制の充実・強化

7) -1 消防

現況と課題

本市における常備消防は、1本部、1消防署、1分遣所に職員48名体制で組織し、ポンプ車、救助工作車、はしご車、化学車、高規格救急車等を配備しています。

また消防団は、団本部、12分団、定数297名で組織され、各分団にポンプ車、小型ポンプ等を配備しています。

今後は、高齢化社会における救急需要や多種多様な災害や事故に対応するため、職員の知識・技術の向上とともに消防施設等の整備や消防団員の確保による消防力の充実強化が必要となります。

また、国による消防広域化の推進への対応も課題となっています。

【消防職員・消防施設・装備の状況】

消防署	職員	48人
	水槽付消防ポンプ自動車	1台
	消防ポンプ自動車	2台
	化学消防自動車	1台
	梯子付消防自動車	1台
	救助工作車	1台
	高規格救急車	3台
	指揮広報車	1台
	軽積載車	2台
	運搬車	1台

消防団	分団数	12分団
	団員数	269人
	消防ポンプ自動車	12台
	小型ポンプ積載車	4台
	指揮連絡車	1台
	小型動力ポンプ	14台

消火栓	546箇所
防火水槽	297箇所

基本的方向

火災等の災害から市民の生命・財産を守り、安心・安全を確保するため、防火・防災・減災思想の普及啓発に努めます。

地下石油備蓄基地等の自衛消防体制の充実・育成を図るとともに、防災訓練の実施や消防施設等の整備、消防団員の確保により、総合的な消防力の充実強化を図ります。

また、消防業務の高度化に対応し、消防広域化の検討に取り組みます。





主要施策

(1) 予防行政の充実

- ①防火対象物の消防用設備等の維持管理の強化
- ②防火管理体制の強化
- ③住宅用火災警報器の普及促進

(2) 危険物行政の充実

- ①鹿児島県石油コンビナート等防災訓練等の実施
- ②危険物施設の定期点検及び立入検査の強化

(3) 救急業務の充実

- ①救急救命士及び指導救命士の養成
- ②普通救命講習会等の実施

(4) 消防施設等の整備

- ①消防車両・資機材・消防水利の整備

(5) 消防職員・団員の教育訓練の充実

- ①基礎的及び専門的な教育訓練・研修

(6) 消防団員の確保

- ①消防団に参加しやすい環境づくり
- ②女性消防団員の加入促進

(7) 消防広域化の検討



7) -2 防災

現況と課題

本市は、台風、高潮等による災害が発生しやすい状況にあります。また、串木野国家石油備蓄基地は石油コンビナート等特別防災区域として指定され、川内原子力発電所の隣接市でもあります。

平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震などを踏まえ、きめ細かで効果の高い防災対策を総合的に推進するための体制づくりと災害に強いまちをつくる基盤整備が極めて重要な課題となっています。

「自らの生命・財産は自ら守る」という防災の原点に立ち、自主防災組織と地域防災体制の確立が必要です。

基盤整備においては、河川改修、急傾斜地対策、海岸保全事業などを行ってきているものの、まだ災害発生の恐れがある危険箇所や河川等もあり、これらの安全対策・整備充実をさらに進めるとともに、効果的な災害情報伝達に努める必要があります。



第1編

基本的方向

災害に強いまちづくりを進めるため、「いちき串木野市地域防災計画」に基づく防災対策の充実に努めます。

(1) 防災意識の啓発

防災ハザードマップ等の活用や、市総合防災訓練の定期的な実施により、防災意識の高揚に努めます。

(2) 防災体制の整備

市民の防災意識の高揚と知識の普及を図るため、自主防災組織の育成に努め、災害時要配慮者の支援や災害の未然防止など地域ぐるみの防災活動を促進します。

(3) 防災基盤の整備

がけ崩れ、土石流等の災害危険箇所の的確な把握に努め、危険箇所の解消に努めます。

海岸線の高潮対策については、防災対策工事の促進を図ります。

また、防災拠点施設の整備を進めます。

(4) 危険住宅の対策

低地帯の浸水防止対策やがけ地付近の危険住宅の移転を促進します。

空き家で危険廃屋と認定された住宅については、解体撤去を促進します。

(5) 情報通信体制の整備

様々な情報伝達技術を利用し、市民への迅速な情報伝達及び初動体制等応急体制の確立を図ります。

(6) 原子力防災対策の充実

川内原子力発電所の運転状況、環境放射線調査結果、温排水影響調査結果に関する情報を広く市民に提供するとともに、異常事象が生じた場合には、防災行政無線、テレビ、ラジオ等の多様な情報媒体を活用して正確で迅速な情報提供を行います。

また、防災訓練等を通じて課題を抽出し、原子力防災計画を見直していくとともに、放射線防護避難施設の整備など、国・県・市一体となった原子力防災対策を講じます。

(7) 国民保護計画の推進

国民保護計画が対象とする事態に対し、平素からの備えに努めます。

主要施策

(1) 防災意識の啓発

- ①防災ハザードマップ等の活用
- ②市総合防災訓練の実施

(2) 防災体制の整備

- ①自主防災組織の育成
- ②災害時要配慮者支援制度の充実

(3) 防災基盤の整備

- ①急傾斜地の保全
- ②土石流危険箇所の保全
- ③治山事業の推進
- ④河川改修事業の促進
- ⑤防災ダムの機能充実
- ⑥災害に強い海岸線の保全
- ⑦防災拠点施設の整備

(4) 危険住宅の対策

- ①常時浸水危険住宅の移転等事業の促進
- ②がけ地近接等危険住宅の移転促進
- ③危険廃屋解体撤去の促進

(5) 情報通信体制の整備

- ①防災行政無線の整備充実
- ②防災メール等の活用

(6) 原子力防災対策の充実

- ①情報収集・連絡体制の強化
- ②原子力防災計画の見直し
- ③避難計画と避難所等の充実
- ④国・県と一体となった原子力防災訓練の実施

(7) 国民保護計画の推進

- ①物資及び資材の備蓄、整備
- ②国民保護に関する広報・啓発



8)交通安全の充実

現況と課題

本市での交通事故発生件数は減少傾向ではありますが、高齢者の事故が増えています。

交通安全市民運動推進協議会を中心に、市民総ぐるみの交通安全運動を推進しながら、交通安全意識の高揚に努め、道路環境の整備、歩道の設置、スクールゾーン^(*)やゾーン30^(*)の設定その他交通安全施設の充実に努めています。

今後も、交通安全意識の高揚に努めるとともに、安全で快適な生活環境を守るために、交通安全施設の整備や効果的な交通規制等を実施し、高齢者をはじめ運転者・歩行者等それぞれの円滑な通行が保障される総合安全対策を推進する必要があります。



基本的方向

(1)交通安全施設の整備

公安委員会、警察署、国、県等関係機関と協力しながら交通安全施設の整備に努めます。

(2)交通安全市民運動の推進と交通規制の強化

市民と行政機関とが一体となった交通安全市民運動推進協議会や交通安全協会等を推進母体とし交通安全母の会等の協力を得て、交通安全指導の充実、広報活動による交通安全意識の高揚と交通事故防止に努めます。

また、交通規制については、道路環境にあった規制の実施を基本に、市街地における車両のスピード制限、駐車禁止などの交通規制の強化に努めます。

(3)高齢者・障がい者等への対応

高齢者・障がい者等に配慮した交通安全施設の整備を行うほか、参加体験型を含めた交通安全教育を行います。

主要施策

(1)交通安全施設の整備

- ①通学路の安全対策
- ②歩道の設置改良
(バリアフリー化^(*)を含む)
- ③視距改良(見通しを良くする)
- ④照明灯の設置
- ⑤踏切道の改良
- ⑥信号機・交通標識の整備

(2)交通安全市民運動の推進と交通規制の強化

- ①関係団体と一体となった交通安全の啓発
- ②幼児・児童・生徒に対する交通安全教育及び街頭指導の実施
- ③交通安全教室の開催
- ④交通規制の強化

(3)高齢者・障がい者等への対応

- ①ユニバーサルデザインの推進
- ②参加体験型交通安全教育の実施

*スクールゾーン…学校、幼稚園を中心に、その登下校時に通学・通園道路の交通制限を行うゾーン。

*ゾーン30…自動車事故抑止のため、市街地の住宅街など生活道路が密集する区域を指定し、その区域での車の最高速度を時速30キロに制限する交通規制。

*バリアフリー化…社会のなかに存在する障害(バリア)を取り除くこと。例えば、歩道の段差解消など。

第1編

9) 防犯対策の強化

現況と課題

市民が安全で安心して暮らすには、市民相互の連帯感を高め、地域ぐるみで防犯活動を推進するとともに市民一人ひとりが防犯意識を高めていくことが必要です。

本市では、「安全・安心まちづくり条例」を制定し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に努めています。

これまで各地区の防犯団体等を支援するとともに、その育成強化を図り、防犯思想の普及・啓発を進めてきています。

また、明るく安全な地域づくりを目指して、自治公民館等に対し、防犯灯設置費の補助を実施しています。

基本的方向

防犯に対する意識の高揚を図るため、関係機関と連携協力して広報活動の充実や各地区の防犯団体等の育成強化に努めます。また、防犯灯等の整備充実を促進します。

主要施策

- (1) 防犯思想の普及・啓発
- (2) 防犯団体の育成、関係機関との協力
- (3) 防犯灯設置の支援



10) 消費生活の充実

現況と課題

近年の経済社会の高度化・複雑化を背景に消費者を取り巻く環境も急速に変化しています。

情報化社会の進展等により、消費者の選択肢は格段に広がる反面、事業者と消費者との間のトラブルは増加の一途をたどっています。

携帯電話やインターネットによる有料サイトの使用料の架空請求、消費者金融・クレジットなどの融資サービス、健康食品や住宅リフォーム等にかかるトラブル相談が多い状況です。

このように、複雑化、悪質・巧妙化する消費者トラブルに対応するには、事業者と対等な立場で交渉することが困難な消費者の利益を擁護し、相談体制のさらなる充実・強化を図る必要があります。

あわせて、消費者が自主的かつ合理的な判断を行い、消費者被害等を未然に防止するための消費者教育・啓発の充実を図る必要があります。

また、循環型社会形成のため、環境に配慮した消費生活行動を推進する必要があります。